

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	令和6年度島本町物価高騰対策支援金(低所得者支援及び定額減税補足給付金)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、令和6年度島本町物価高騰対策支援金(低所得者支援及び定額減税補足給付金)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために必要な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和6年度島本町物価高騰対策支援金(低所得者支援及び定額減税補足給付金)支給事務
②事務の概要	<p>デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2閣議決定)に基づき、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、臨時的に「令和6年度島本町物価高騰対策支援金」(低所得者支援及び定額減税補足給付)の支給を行う。</p> <p><給付内容></p> <p>1)定額減税補足給付(調整給付)【令和6年1月1日時点の住民登録者が対象】 令和6年度定額減税(所得税3万円・住民税1万円)で減税しきれない各納税者に、差額分(1万円単位で切上げ)を調整給付として支給</p> <p>2)低所得者支援【令和6年6月3日時点の住民登録者が対象】</p> <p>①令和6年度非課税化給付…令和6年度に新たに住民税非課税世帯となった世帯に1世帯あたり10万円を支給</p> <p>②令和6年度住民税均等割のみ課税化給付…令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に1世帯あたり10万円を支給</p> <p>③令和6年度子ども加算…①②の対象世帯の18歳以下の児童1人あたり5万円を加算</p> <p>住民基本台帳に登録のある者の世帯を対象とし、島本町が有していない転入者等の課税情報と、本人が利用を希望する公金受取口座の情報を取り扱う。</p>
③システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得者支援及び定額減税補足給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項別表 135・番号法別表の主務省令第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 160 情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7460

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第1の101の項、別表第一主務省令第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示第7号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表 135 ・番号法別表の主務省令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。)(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法 別表第二の121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は行わない 	<ul style="list-style-type: none"> 情報照会 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 160 情報提供なし 	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	